

食品産業の横断的課題調査・実証事業補助金交付等要綱

2食産第6766号
令和3年3月30日
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 食品産業の横断的課題調査・実証事業（以下「補助事業」という。）の交付の申請、決定等に関する事項その他予算の執行に当たって必要な事項については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の趣旨)

第2 補助事業は、食品産業の共通課題（生産性向上、労働力確保等）を食品産業以外の異業種の協力を得ながら解決するため、課題解決に必要な検討、調査・分析に要する経費の一部を国が補助することにより、食品産業の発展を図ることを目的とする。

(補助事業の内容)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助事業者に対して補助金を交付する。
2 補助事業の内容、補助対象経費、補助事業者、補助率、実施要件及び実施期間は、別表に定めるところによる。

(事業計画の事前承認)

第4 本要綱に基づき、補助事業を実施しようとする者は、当該補助金の交付申請を行う前に、別記様式第1号による事業実施計画を作成し、食料産業局長の承認を受けるものとする。

(交付申請手続)

第5 第4の承認を受けた補助事業者が当該補助金の交付を受けようとする場合は、別記様式第2号による交付申請書を作成し、大臣に提出しなければならない。
2 前項の規定による交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、提出時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
3 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について、第1項の規定による交付の申請の前に確認しなければならない。第1項の規定による申請をもって、当該誓約事項に同意したものとみなす。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条に基づき大臣が定める適正化法第5条の申請の時期は、大臣が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 大臣は、第5第1項の規定による交付の申請があった場合は、審査の上で補助金を交付すべきものと認めるものについて、速やかに交付決定を行い、補助事業者に対

しその旨を通知するものとする。

- 2 第5第1項の規定による交付の申請を受けてから当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は1か月間とする。

(事業の着手)

- 第8 補助事業者は、第7第1項の規定による通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。

(申請の取下げ)

- 第9 補助事業者は、第5第1項の規定による交付の申請を取り下げようとするときは、第7第1項の規定による通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

- 第10 補助事業者は、補助事業の一部を委託する場合は、大臣にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結するものとする。ただし、委託して行わせることのできる範囲は事業費の1/2までとする。

- 2 補助事業者は、補助事業の遂行のために売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 3 補助事業者は、前項の契約に係る入札又は見積合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者を入札等に参加させてはならないこととする。

(債権譲渡等の禁止)

- 第11 補助事業者は、第7第1項の規定による交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第12 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更等（別表の軽微な変更の欄に掲げるものは除く。）をしようとするときは、別記様式第4号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき（補助金額の増額を伴う変更を含む。）。

- (2) 補助事業の目的又は内容を変更しようとするとき。

- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

- 3 大臣は、前2項の承認をする場合は、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更)

- 第13 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

- 第14 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び補助事業の実施状況を記載した書面（補助事業者が補助事業に関して繰越しを必要とする場合は、繰越承認申請書も含む。）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第 15 補助事業者は、第 7 第 1 項の規定による交付の決定のあった年度から事業が終了する年度まで、12 月末日現在における補助事業の遂行の状況について、別記様式第 5 号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末日までに大臣に提出して報告しなければならない。ただし、別記様式第 6 号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 第 1 項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

(概算払請求)

- 第 16 補助事業者は、当該補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号による概算払請求書を作成し、大臣及び官署支出官（大臣官房予算課経理査官）に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

- 第 17 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める様式による実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了し、又は第 12 第 1 項による廃止の承認を受けたときは、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別記様式第 7 号による実績報告書を作成し、大臣に提出して報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号による年度終了実績報告書を作成し、大臣に提出しなければならない。
- 3 第 5 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、第 5 第 2 項ただし書の規定に該当した補助事業者について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 5 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 18 大臣は、第 17 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第 19 補助事業者は、第 18 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 17 第 1 項に準じて提出するものとする。

2 大臣は、前項に基づき報告を受けた場合は、改めて、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施し、当該実績報告書等に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。この場合においては、第 18 第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(交付決定の取消又は変更)

第 20 大臣は、第 12 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる事項が明らかになった場合には、第 7 第 1 項の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、補助事業の実施に当たって法令若しくは本要綱の規定又はそれらに基づく処分若しくは指示に違反したこと。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したこと。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をしたこと。

(4) 交付の決定後生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったこと。

2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 18 第 3 項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

(補助金の経理)

第 21 補助事業者は、補助事業について、ほかの経理と区分して収入及び支出を記載する帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出の内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

(権利の帰属)

第 22 補助事業者は、補助事業により発生した権利について、次の(1)から(4)までに掲げる条件を遵守する誓約書を食料産業局長に提出することを条件に、当該権利を発明した者に帰属させることができる。

(1) 成果が得られた場合には、遅滞なく食料産業局長に報告すること。

(2) 国が公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、食料産業局長又は食料産業局長が指定する者に当該権利を無償で利用させること。

(3) 当該権利を相当期間活用しておらず、かつ、その正当な理由が認められない場合には、食料産業局長の要請に基づき、第三者に対して当該権利を利用させること。

(4) 当該権利を第三者に譲渡又は利用許諾する場合には、事前に食料産業局長と協議して承認を得ること。

(その他))

第 23 補助事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

2 補助事業者は、事業実施後、事業の成果をインターネット等において公表するものとする。

3 補助事業者は、食料産業局長が事業の成果を普及するために必要な資料の収集及び提供に協力するものとする。

附則

この交付等要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3第2項関係)

区分	事業内容及び補助対象経費	補助事業者	補助率	実施要件	実施期間	軽微な変更	
						経費の配分の変更	事業内容の変更
食品産業の横断的課題調査・実証事業	食品産業界の代表者、有識者等が参画する検討会を設置し、個社ごとに様式の異なる商品規格書の標準化に向けた調査・分析、解決策の検討、優良事例の収集・普及等を行うため、以下に掲げる経費を補助することとする。 (1) 検討会の運営 食品産業(食品製造業者、食品流通業者、外食事業者)の代表者に加え、物流や情報産業など食品産業以外の業種、有識者、関係省庁が参画する検討会を4回程度開催し、優良事例の収集、解決策の検討や普及のための方策を検討し取りまとめるために必要な経費 (2) 課題に係る調査・分析 (1)で洗い出された課題について、解決策の検討に必要な調査・分析を行うために必要な経費	次に掲げる者に該当する者 ・農林漁業者の組織する団体 ・商工業者の組織する団体 ・第三セクター ・民間事業者 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・特定非営利活動法人 ・企業組合 ・事業協同組合 ・公社 ・独立行政法人 ・地方独立行政法人 ・法人格を有しない団体で、別紙様式第10に基づき申請し、食料産業局長に補助事業者として適当であると認められた団体	定額(上限額15,000千円)	(1) 以下の要件を全て満たすこと ア 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。 イ 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。 ウ 補助事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。 エ 事業費について、適正な資金調達が可能であること。 オ 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。	令和3年4月1日～令和4年3月末日	1 補助事業に要する経費の30%以内の増減 2 事業内容及び補助対象経費の欄に掲げる経費の相互間における経費の増減以外の変更	事業の内容の追加又は削除以外の変更

文書番号(記載任意)	
申請日	

食品産業の横断的課題調査・実証事業補助金交付等要綱(令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号農林水産事務次官依命通知)第4に基づき、食料産業局長に以下について協議します。

記

令和〇年度食品産業の横断的課題調査・実証事業実施計画

1. 申請者					
・氏名又は名称					
・代表者(法人・団体の場合)					
・住所又は主たる事務所					
・法人番号					
2. 申請内容					
事業の目的・目標					
事業の内容					
経費の配分(円)	区分	国庫補助金	自己負担	消費税区分	備考
	〇〇事業	0	0		
	〇〇費				
	〇〇費				
	〇〇事業	0	0		
	〇〇費				
	〇〇費				
計	補助金額				
	0	0			
事業完了予定年月日					
3. 事業成果・効果の検証方法					
4. 添付書類					
書類名	提出方法	URL			

文書番号(記載任意)	
申請日	

令和〇年度食品産業の横断的課題調査・実証事業補助金交付申請書

1. 申請者	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
2. 申請先	
農林水産大臣	
3. 申請する補助金	
令和〇年度食品産業の横断的課題調査・実証事業補助金	

以上の補助金について食品産業の横断的課題調査・実証事業補助金交付等要綱第5に基づき以下のとおり交付を申請します。

3. 申請内容					
事業の目的					
事業の内容	別紙事業実施計画のとおり				
経費の配分(円)	区分	国庫補助金	自己負担	消費税区分	備考
	〇〇事業	0	0		
	〇〇費				
	〇〇費				
	〇〇事業	0	0		
	〇〇費				
	〇〇費				
	計	補助金額			
		0	0		
事業完了予定年月日					

4. 添付書類		
書類名	提出方法	URL
事業実施計画		
交付規定の類		

文書番号(記載任意)	
申請日	

契約に係る指名停止等に関する申立書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
・申立の内容	当社は、貴殿発注の【工事請負／物品・役務】契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域において、現在、農林水産省の機関から【工事請負／物品・役務】契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。 また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

文書番号(記載任意)	
申請日	

令和〇年度食品産業の横断的課題調査・実証事業【変更／中止／廃止】承認申請書

・申請先	農林水産大臣	
・氏名又は名称		
・代表者(法人・団体の場合)		
・住所又は主たる事務所		
・法人番号		

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度食品産業の横断的課題調査・実証事業について、以下のとおり【変更／中止／廃止】したいので申請します。

1. 申請内容

【変更／中止／廃止】の目的					
事業の内容	別紙事業計画のとおり				
経費の配分(円)	区分	国庫補助金	自己負担	消費税区分	備考
	〇〇事業	0	0		
	〇〇費				
	〇〇費				
	〇〇事業	0	0		
	〇〇費				
	〇〇費				
計	補助金額				
	0	0			
事業完了予定年月日					

2. 添付書類

書類名	提出方法	URL
事業計画		
交付規定の類		

文書番号(記載任意)	
申請日	

令和〇年度食品産業の横断的課題調査・実証事業遂行状況(目標達成状況)報告書

・申請先	農林水産大臣	
・氏名又は名称		
・代表者(法人・団体の場合)		
・住所又は主たる事務所		
・法人番号		

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度食品産業の横断的課題調査・実証事業について、以下のとおり遂行状況(目標達成状況)を報告します。

事業遂行状況						
区分	総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了した もの		〇年〇月〇日までに完了した もの		
		事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	
〇〇事業						

目標達成状況	
活動内容	
事業計画に定めた成果目標及びその達成状況	
評価	
所見	

文書番号(記載任意)	
申請日	

令和〇年度食品産業の横断的課題調査・実証事業概算払請求書

・申請先	官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官	
・氏名又は名称		
・代表者(法人・団体の場合)		
・住所又は主たる事務所		
・法人番号		

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度食品産業の横断的課題調査・実証事業について、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

区分	国庫補助金 (円)	既請求額		今回請求額		備考
		金額 (円)	出来高比率 (%)	金額 (円)	事業完了 予定年月日	
〇〇事業						

文書番号(記載任意)	
申請日	

令和〇年度食品産業の横断的課題調査・実証事業実績報告書

・申請先	農林水産大臣
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された〇年度食品産業の横断的課題調査・実証事業について、以下のとおり実績を報告します。
(また、併せて精算額として〇〇事業〇〇円の交付を請求します。)

1. 実績報告

事業の内容及び実績					
経費の配分(円)	区分	事業費(A+B)	負担区分		備考
			国庫補助金(A)	その他(B)	
	合計				
事業完了年月日					
収入(円)	区分	精算額	予算額	比較増減	備考
				増 減	
	国庫補助金				
	その他				
	合計				
支出(円)	区分	精算額	予算額	比較増減	備考
				増 減	
	合計				

2. 添付書類

書類名	提出方法	URL

文書番号(記載任意)	
申請日	

令和〇年度食品産業の横断的課題調査・実証事業年度終了実績報告書

・申請先	農林水産大臣		
・氏名又は名称			
・代表者(法人・団体の場合)			
・住所又は主たる事務所			
・法人番号			

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度食品産業の横断的課題調査・実証事業について、以下のとおり実績を報告します。

区分	総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了した もの		〇年〇月〇日までに完了した もの		
		事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	
〇〇事業						

文書番号(記載任意)	
申請日	

令和○年度食品産業の横断的課題調査・実証事業の消費税仕入控除税額報告

・申請先	農林水産大臣		
・氏名又は名称			
・代表者(法人・団体の場合)			
・住所又は主たる事務所			
・法人番号			

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された令和○年度食品産業の横断的課題調査・実証事業について、以下のとおり報告します。

1. 報告			
交付決定額 (円)	交付決定時に減額した 消費税仕入控除税額 (円)	消費税及び地方消費税の 申告により確定した消費 税仕入控除税額 (円)	補助金返還 相当額 (円)
消費税仕入控除税額が【明らかなに らない／ない】理由			

2. 添付書類		
書類名	提出方法	URL

別記様式第10号(別表関係)

文書番号(記載任意)	
申請日	

食品産業の横断的課題調査・実証事業特認団体承認申請書

・申請先	食料産業局長	
・氏名又は名称		
・代表者(法人・団体の場合)		
・住所又は主たる事務所		
・法人番号		

・設立目的	
・事業の内容	
・設立年月日	

名称	所在地	代表者氏名	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業

書類名	提出方法	URL

別紙(第5関係)

文書番号(記載任意)	
申請日	

暴力団排除に関する誓約事項

・申請先		
・氏名又は名称		
・代表者(法人・団体の場合)		
・住所又は主たる事務所		
・法人番号		

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。